

尾張旭市監査公表第11号

平成31年3月1日付け尾張旭市監査公表第6号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成31年3月29日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 秋 田 進

市民生活部市民活動課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>市の任意団体である、たのしい夏まつり実行委員会及び尾張旭市地域安全推進協議会の事務局が作成した起案文書が、市の文書綴りの中に混在している。</p> <p>また、任意団体の事務局が作成した起案文書は、尾張旭市文書取扱規程第14条による起案用紙（尾張旭市名が記載されているもの）を使用している。</p>	<p>任意団体の事務局が作成した文書については、専用綴りを作成し、市の文書綴りと区分して整理しました。</p> <p>また、任意団体の事務局が作成する起案文書については、今後、専用のもので用いて起案します。</p>